

## 「息苦しさ」をやわらげる 呼吸体操教室

日5月1日・29日、6月26日の木曜(全3回) 14:00~15:30(受付は13:30~)

場江東区文化センター

区区内在住で気管支ぜん息、肺気腫、慢性気管支炎と診断されている成人の方、呼吸器疾患、リハビリテーションに興味がある方

定70人(抽選) 日4月22日(火)までに区HP申込、電話またはFAX

に10面申込記入例の①~④と⑤参加希望日程を記入し、保健所健康推進課公害保健係へ

☎03-3647-9564 ㊟03-3615-7171 ※落選者のみ4月28日(月)までに郵便で通知



|         | 内容                                   | 講師                          |
|---------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 5/1(木)  | 最新の呼吸器疾患治療管理と呼吸筋ストレッチ体操の効果効能について(講演) | 田中一正<br>(医療法人社団あそか会あそか病院院長) |
| 5/29(木) | 呼吸筋のストレッチ体操(実技)                      | 根本伸洋<br>(新山手病院理学療法士)        |
| 6/26(木) | 呼吸筋のストレッチ体操(実技)                      | 根本伸洋<br>(新山手病院理学療法士)        |

## 環境・まちづくり

このほかの記事は11面こうとうインフォメーションに掲載

### たばこに関する基本方針改訂素案 パブリックコメント(意見募集)を実施

望まない受動喫煙の防止に向けて、今後の区の取り組みを明らかにするため、「江東区たばこに関する基本方針」を改訂します。このたび改訂素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を行います。

#### 主な改訂事項

- 喫煙ルールの徹底を明確化するため、禁煙重点地区での路上喫煙等を段階的に規制することとし、関連規程等の整備について整理
- 喫煙所の整備に向けて、区有地での整備方針や民間事業者との連携等の取り組みを追加

#### 主な取組内容

##### (1) 喫煙ルール・マナーの徹底

令和7年度から禁煙重点地区の指定時間を24時間化し、令和8年度には禁煙重点地区の規制エリアを順次拡大します。

##### (2) 罰則の導入

令和9年度からの罰則導入に向け、条例を改正します。

##### (3) 受動喫煙防止のための喫煙場所の確保

令和7年度から民間の閉鎖型喫煙場所に維持管理費を助成し区の指定喫煙所として活用します。

#### 意見の募集

素案の全文は区HPのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)、環境保全課(区役所隣防災センター6階7番)で閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は、後日、区報・区HPで公開します。なお、意見に対する個別回答は行いませんのでご了承ください。

募集期間 4月22日(火)(必着)

提出方法 区HP、窓口またはFAX、はがきに①氏名②住所③年代④ご意見⑤区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地を記入し、〒135-8383区役所環境保全課環境美化係へ  
 環境保全課受動喫煙防止担当 ☎03-3647-2753 ㊟03-5617-5737  
 環境保全課環境美化係 ☎03-3647-9373 ㊟03-5617-5737



## 建築物の耐震化助成制度

いつ発生するかわからない大地震に備え、建築物の耐震化を図りましょう。区では区内の建築物の耐震化を進めるため、以下の助成等を行っています。各制度には要件や助成限度額、申請期限などがあります。詳細は区HPで確認するか、お問い合わせください。

#### 【昭和56年5月31日以前に着工した住宅等を対象】

##### ●老朽建築物除却助成 助成限度額を拡大

耐震性の不足する木造住宅の除却費用の一部を助成します。**4月1日(火)より、助成限度額を50万円から100万円に拡大**しました。

##### ●非木造建築物耐震化助成

非木造住宅・マンション・緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、アドバイザーの無料派遣や耐震診断・耐震設計・改修工事の費用の一部を助成します。

#### 【平成12年5月31日以前に着工した木造住宅を対象】

##### ●木造住宅耐震化助成

耐震診断士による無料耐震診断の実施や耐震補強計画・耐震補強工事の費用の一部を助成します。

図安全都市づくり課安全都市づくり係 ☎03-3647-9764 ㊟03-3647-9009



5月1日(木)オープン!

## 旧中川水辺公園のドッグラン 会員登録制

どなたでも無料で利用できるドッグランを新たに開設します。ドッグランの利用にあたっては、令和7年度の狂犬病予防接種済みであることと事前の会員登録が必要です。詳細は江東旧中川水彩パークHPをご確認ください。

【利用時間】9:00~17:00

場旧中川水辺公園

※公園内に駐車場はありません。近隣のコインパーキングなどをご利用ください

【事前会員登録受付開始】4月1日(火)から  
 図施設保全課水辺と緑の事務所

☎03-5683-5581 ㊟03-5683-5585

江東旧中川水彩パーク

☎050-3666-2095

㊟050-3730-8050



## カラスの被害を防止 ごみの出し方に注意し、繁殖期への対策を行いましょ

#### 繁殖期(3~7月ごろ)の対策

##### ●巣を作させない

- ・カラスは外から見られないように、枝葉の茂った大きな樹木などに好んで巣を作ります。枝を剪定して見通しを良くしましょう。
- ・針金ハンガーやひも類などは巣の材料になるので、屋外に放置しないようにしましょう。

##### ●巣や落ちたヒナに近づかない

- ・「カラスが頭上を低く飛び回る」などの威嚇行動があった場合は、巣が近くにある可能性があります。すぐにその場を離れましょう。
- ・親カラスはヒナを守るため人を威嚇することがあるので、地面に落ちたヒナを見つけても近づかないようにし、環境美化係へご連絡ください。
- ・カラスに威嚇されるなどの被害が発生した場合は、巣を撤去する必要があります。巣のある場所(樹木・電柱など)の管理者を確認し、管理者に被害状況を説明して、撤去を依頼してください。

※区が管理している公園や道路(街路樹)にある巣は区で対応しています

※巣の撤去と同時に卵やヒナを採取・処分する場合は、鳥獣保護管理法により、あらかじめ有害鳥獣捕獲の許可が必要になります

#### ごみの対策

カラスが増えた原因のひとつは、人が出す大量の生ごみが餌となることです。次のような対策を心がけましょう。

- 生ごみを捨てる時は、外から見えないように紙で包んだり、ごみ袋の中心に入れましょう。
- カラスの餌にしないよう、ごみの収集日を守りましょう。
- 集積所のごみ全体をネットで覆いましょう。

※区ではごみ散乱防止用ネットの貸し出しをしています(ネットの在庫数によっては、すぐに貸し出しできない場合があります。また、管理を行うのは、ネットの使用者になります)

#### 図【繁殖期への対策、巣の撤去】

環境保全課環境美化係 ☎03-3647-9373 ㊟03-5617-5737

【ごみの対策、ごみ散乱防止用ネットの貸し出し】

清掃事務所 ☎03-3644-6216 ㊟03-3699-9520

【鳥獣保護管理法】

東京都環境局計画課 ☎03-5388-3505 ㊟03-5388-1379

点字版区報を  
発行しています

こうとう区報の内容を視覚に障害のある方にお知らせするため、点字版区報を発行しています。発行日は毎月1日・11日・21日の3回で、区からご自宅にお送りします。点字版をご希望の方は、広報係へお申し込みください 図広報広聴課広報係 ☎03-3647-2299 ㊟03-5634-7538